

国自審第 1036 号
令和6年7月 31 日

トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 佐藤 恒治 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫

自動車及び自動車の装置の型式指定申請に係る違反の是正命令

今般、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」という。）が、自動車及び自動車の装置の型式指定申請において、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 76 条の規定に基づく国土交通省令の規定に違反していたことが判明した。

については、道路運送車両法第 75 条第 7 項及び第 75 条の 3 第 5 項の規定に基づき、下記の通り命ずる。

記

別紙のトヨタ自動車が講ずるべき措置を含めた抜本的な再発防止策を策定し、型式指定申請に係る違反を是正すること。

また、上記再発防止策を 1 ヶ月以内に報告するとともに、その後の実施状況について、当面四半期毎に報告すること。

1. 確認された法令違反の内容

- ① 自動車型式指定規則(昭和 26 年運輸省令第 85 号)第3条違反
 - ・ 試験車両に対する加工により、申請に係る自動車と異なる状態の自動車を、審査機関((独)自動車技術総合機構)に提示
- ② 自動車型式指定規則第 13 条違反
 - ・ 試験車両に対する加工や、試験成績書への虚偽記載等により、自動車型式指定申請の申請書その他の書面に虚偽の記載
- ③ 装置型式指定規則(平成 10 年運輸省令第 66 号)第4条違反
 - ・ 試験装置に対する加工により、申請に係る装置と異なる状態の装置を審査機関((独)自動車技術総合機構)に提示
- ④ 装置型式指定規則第 14 条違反
 - ・ 試験装置に対する加工や、規定と異なる試験機器の使用により、装置型式指定申請の申請書その他の書面に虚偽の記載

2. トヨタ自動車が講ずるべき措置

- ① 会社全体の業務運営体制の再構築
 - ・ 経営層による開発・認証業務の理解促進及び統治体制の強化
 - ・ 経営層による認証ルールを理解・遵法意識の向上
 - ・ 開発・認証業務に対する内部監査の充実
 - ・ 経営層に対して適正な情報が報告できる体制の確保
- ② 自動車開発・認証全体の業務管理手法の改善
 - ・ 開発から認証の全体統括管理及び各業務の責任の明確化
 - ・ 自動車開発・認証業務全体の適正なリソース配分及び管理
 - ・ 認証業務の適正な実施を前提とした日程管理方法の整備
 - ・ 認証での開発データ利用適正化のための社内規程の整備
- ③ 不正リスクに対応した法規・認証関連業務の実施体制の構築
 - ・ 認証業務に関する社内規程の適正化
 - ・ 試験指示及び申請準備における試験条件等の確認強化
 - ・ 認証試験のモニタリング・継続改善するための体制の構築
 - ・ 認証現場における遵法意識の向上